

Q 100%子会社に自己株式買取りをさせた際に、株式譲渡損益課税が起きないとされたのは何故ですか。

しかし、100%保有関係では、資本等取引は簿価承継、民法上の売買は時価譲渡で譲渡損益繰延とする制度が導入されました。グループ内の取引では、譲渡損益は計上できなくなったわけです。

現金	××	／	資本金等	××
			受取配当金（利益積立金）	××

資本金等 × × / 子会社株式 × ×

結果、子会社への子会社株式の譲渡は、常に簿価譲渡となり、株式譲渡損益が計上できなくなったことになります。(濱田 康宏(税・会))

A 親会社からの自己株式買取りについて、民法上の売買と考えれば、借方の資産の流入と、貸方の資産の消滅には等価関係があると理解し、その等価関係が崩れた場合は寄附金課税を行うのが法人税法の考え方です。

これは100%保有関係で資本関係が崩れない限り、子会社からの資産移転は配当なら自由であり、子会社株式の消滅を伴うかどうかは無関係だからです。

ここで、子会社株式を簿価譲渡としたことの意味を考えてみましょう。条文上、形式的には簿価譲渡として整理していますが、対価の額が幾らであっても、常に簿価譲渡で譲渡損益不計上となります。

であれば、民法上の譲渡とは言え、そもそも税法上は、譲渡ではないと理解する方が妥当と言うべきです。譲渡でない以上、もはや時価との差額を寄附金と見る余地がありません。(濱田 康宏(税・会))